

# 高等教育機関における手話通訳者の養成に関する課題

— 大学生が全国手話通訳統一試験受験資格を取得するための課題 —

二 神 麗 子<sup>1)</sup>・金 澤 貴 之<sup>2)</sup>・中 野 聡 子<sup>3)</sup>

1) 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター

2) 群馬大学教育学部障害児教育講座

3) 大阪大学キャンパスライフ健康支援センター

Issues concerning the training of Japanese sign language interpreters in universities etc.

Reiko FUTAGAMI<sup>1)</sup>, Takayuki KANAZAWA<sup>2)</sup>,  
Satoko NAKANO<sup>3)</sup>

1) Student Support Center, Gunma University

2) Department of Special Education, Faculty of Education, Gunma University

3) Health and Counseling Center, Osaka University

キーワード：手話言語条例、手話通訳養成、学術手話通訳

Keywords : Treatment of sign language, Training of Japanese sign language interpretation,  
Academic Japanese sign language interpretation

(2017年8月31日受理)

## 1. はじめに

現在、聴覚特別支援学校から高等教育機関(以下、「大学等」とする)に進学する聴覚障害学生が増加の傾向にある。平成28年度は1,917人になり、前年度より180人増えている(日本学生支援機構、2017)。これまでは、地域の通常学校を卒業し、手話を習得せずに入学する聴覚障害学生が多かったが、大学等の進学者数の推移がほぼ横ばいである(文部科学省、2017)ことを考慮するならば、聴覚特別支援学校の卒業生で大学等に入学する数が相当数含まれてきていることが推察される。彼らの中には、手話を既に習得してから入学するため、講義を受ける際の情報保障ニーズとして手話通訳を挙げる人もいることが考えられる。まず第一に、手話を母語とする学生が、最もストレスなく理解でき

る言語は手話である。加えて、最近ではアクティブラーニングを重要視する大学等も増え、さらに、大学院に進む聴覚障害学生も増加していることに伴い、ディスカッション形式の講義に対応できる手話通訳ニーズが高まっていくことも予測される。ディスカッション形式の授業は講義形式と異なり、他者の発言を受信した上で、自身も発信しなければならず、特に本人からの手話による発信をどのように受け止めて会話を成立させるかが争点となる(金澤、2011)。手話通訳は双方向性があり、タイムラグが少ない情報保障手段のため、ディスカッション形式の授業形態で最大の効果を発揮する。加えて、韻律的要素(イントネーション、アクセント、ポーズ)は文字通訳では欠落してしまうが、手話通訳の場合、話し言葉である異言語への変換であるため、相手の感情をつかんだ上で対話に「参加」で

きる。このような理由から聴覚障害学生が授業に「参加」できていると言える環境を保障するために最も有効な情報保障手段の一つが手話通訳であり、その整備が、今後ますます重要になってくるであろう。また、障害者差別解消法が制定されたことにより、各大学等で障害学生に対する合理的配慮の提供が求められるようになったことも手話通訳ニーズの増加の促進要因となり得る。さらに群馬県など「手話言語条例」において聴覚特別支援学校での「手話で各教科・領域を学ぶ」環境整備を盛りこんだ自治体の増加により、手話を用いて各教科・領域を教えることのできるスキルを有する教員が求められている点も注目に値する。このように、手話スキルを持つ専門職の育成に加え、高等教育機関における手話通訳を担えるような学術手話通訳者という、高度なスキルを持つ人材の育成が喫緊の課題となりつつある。

一方で、現行の通訳者養成は、都道府県が行う福祉施策の必須事業である「意思疎通支援事業」の一環として実施されている。しかし今後は、聴覚障害学生の手話通訳ニーズに応えるべく、地域で行われてきた既存の養成のみならず、高等教育機関において手話通訳者の養成を行っていくことが必要になると考えられる。

そこで本稿では、まず手話言語条例と手話に関する現行の制度との比較検討を行い、手話言語条例に基づく施策によって実現しうる内容を明らかにし、現行の手話通訳者養成にまつわる課題を整理した上で、群馬大学において平成29年度から新規事業として着手した手話通訳養成事業で課題となった諸事項を手がかりに、学術手話通訳者養成のための第一歩として、大学において、学生が全国手話通訳統一試験受験資格取得相当の手話および手話通訳技術のスキルの習得を図るための検討課題を洗い出すこととした。

## 2. 手話通訳関連法案・条例に基づく手話通訳者の派遣・養成に関する課題

### 2.1. 手話言語条例における手話通訳者の養成・派遣について

平成29年7月末現在、101の自治体で「手話言語条例」が制定されている。その多くは市町村で制定されており、手話通訳の派遣に関する施策について言及してい

る自治体がほとんどである。それは、「いつでもどこでも手話通訳を」というのが、ろう者の積年の願いであり、また、手話通訳者派遣の実施主体は市町村であるため、市町村の条例に手話通訳者派遣に関する事項を盛り込むことで、現行の制度がより手厚いものになることが期待できるからである（二神・金澤・任・上田、2016）。しかし現状では、手話通訳者の数は常に不足しており、また、その身分保障の不安定さが問題となっている。これらを改善するための施策が進むことを期待した条文を作成している自治体も少なくない。

手話通訳者の養成は、意思疎通支援事業として、都道府県の必須事業になっている。市町村の必須事業としては、「手話奉仕員」の養成があるものの、その目的は、聴覚障害者の生活や福祉制度等について理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な手話技術の習得である。そのため、通訳の技術を学ぶには、都道府県事業の手話通訳者要請講座に通う必要がある。

### 2.2. 現行の手話通訳者養成の方法

手話通訳の資格は、厚生労働省認定資格である手話通訳士と、各都道府県の登録手話通訳者の2つがある。前者には受験資格に関する条件は20歳以上という年齢制限以外は特になく、1回の試験のみで判断するのに対し、後者は全国統一手話通訳試験に合格した者を対象に、各都道府県が実施する試験に合格して初めて「手話通訳者」として活動できるものである。さらに全国統一手話通訳試験の受験資格を得るには、厚生労働省が定めた手話通訳者養成講座の基準を満たす形で各都道府県が実施する「手話通訳者養成講座」（基本、応用、実践コースの3段階あり、全て修了するには約2年半～3年間を要する）を受講し、修了していなければならない。また、手話通訳者養成カリキュラム受講の前提条件として、「手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者」とあるため、市町村で開講されている「手話奉仕員養成講座」（入門及び基礎課程の両方で約2年間を要する）を修了することが一応の基準となっている。これに、さらに条件を加える地域もあり、例えば群馬県では、2～3年程度の手話サークル歴を求めている（ただしこの条件は必ずしも絶対条件ではなく、基本コース受講に耐えうる技能を身につ

けているとみなされれば免除となるケースもある)。したがって、地域で開かれる手話通訳養成カリキュラムを修了し、統一試験の受験資格を経るには、最短でも5年を要することになる。加えて、養成講座は週1回の開講としている地域が多く、そのため、ひとつのコースを終えるのに半年はかかってしまい、そのことが学習効果の悪さ、継続率の低さに繋がっていると考えられる。全日本ろうあ連盟(2017)が実施した意思疎通支援事業に関する全国調査の結果では、20代での有資格者は極めて少なく、高齢化も招いていることが明らかになった。また、手話通訳士実態調査事業委員会が行った調査(2010)に置いて、現行の手話通訳者養成課程の課題がいくつか挙げられており、その中のひとつを例にあげると、手話を学び始めてから手話通訳の講習を受け、統一試験受験資格を得るまでの期間は長期化している一方で、手話通訳技術の習得期間が長ければ長いほど、合格率が下がるという矛盾を抱えた結果が出ている。これら2つの全国調査からもわかるように、現行の制度のままでは手話通訳者の増員はおろか、減少の一途を辿り、手話言語条例に期待されるどころの「いつでもどこでも手話通訳を」という理念が現実のものになるには、かなり厳しい現状である。

### 3. 求められる新たな手話通訳者像

一方、1で述べたように大学等の高等教育機関へ進学している聴覚障害学生は年々増加しており、聴覚特別支援学校からの進学者も少なくない。聴覚特別支援学校からの進学者は手話を習得していることが多いため、大学等で手話による授業を希望する学生が潜在的には増えていると考えられる。そして、大学等で学んだ聴覚障害学生らは、専門知識・技能を身につけた上で、地方公共団体や企業、事業所等に就職していくことになる。就職後、彼らが専門的な能力を発揮し、仕事をしていくためには手話通訳などの情報保障の活用が必要不可欠である。しかしながら、企業等に対して公的な福祉サービスを利用することはできず、雇用主の負担によって情報保障が賄われることになる。実際のところは、会議・打ち合わせ等に情報保障がつくことはまだまだ少なく、そのために研修等の参加を諦め、昇進できずにいる聴覚障害者が多いという指摘もある

(水野、2014)。しかし、平成28年に障害者差別解消法が施行されたことにより、事業者に合理的配慮の提供が求められるようになったため、今後は会議や研修等に情報保障がつくことも増えていくと考えられる。このように、聴覚特別支援学校から高等教育機関に進学する聴覚障害学生の増加、また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮提供の努力義務あるいは義務化、そして、教育機関においては、手話言語条例制定に基づく、「手話で各教科・領域を学ぶ」環境の整備に努めることを示されるなど、今後は、専門分野における手話通訳ニーズが高まってくることが予測される。加えて、就労の環境整備の課題の解決については、企業等が積極的に手話通訳者を雇うことが理想とされるが、しばらくは、同僚によるナチュラルサポート的な支援が主流となるだろう。そうすると、地方公共団体や企業、事業所で特殊技能として手話通訳技術を持ち合わせた人材の需要も高まってくると考えられる。同様に、教育現場においても、教育の専門性に加えて、手話技術を習得することへの需要が、手話言語条例の制定に伴い高まることも考えられる。加えて、福祉、医療現場などの専門的な場面において、聴覚障害者に対して直接的アプローチのできる専門家の必要性も指摘されている(原、2015)ことから、高等教育機関での通訳技術の習得は今後、ますます需要が高まってくると考えられる。

## 4. 社会的背景の変化にみる手話通訳者養成・派遣制度の課題

### 4.1. 手話通訳者養成・派遣制度開始時の社会的背景にみる受講生と通訳依頼のニーズの合致

ここで、現行の手話通訳者養成・派遣の制度の変遷をみていく。日本の手話通訳に関する制度は、1970年の「手話奉仕員養成事業」から始まる。その後、設置通訳者の配置、手話通訳者の派遣・養成と、70年～80年代にかけて手話通訳に関する福祉制度が整備されていく。手話通訳が制度化された70年代当時の社会背景を見ていくと、「男性は仕事、女性は家事育児」という性別役割分担の考えが広く普及した時で、実際に専業主婦の割合は多かった時代だった。手話奉仕員及び手話通訳者養成の講座の開講時間は平日の昼間の場合が多く(夜間も開講している地域もある)、「主婦層」

の女性たちにとっては受講しやすい時間帯であった。そうして、手話通訳者養成講座を受講し、手話通訳者活動の中心となっていったのも、主婦層であった。さらに、手話通訳を必要とするろう者のニーズも、特に平日昼間に多かったと考えられる。例えば、病院での診察時の通訳や、役所に手続きに行く際の通訳など、平日の昼間にしか開いていないような、しかし日常生活に欠かせない場面での手話通訳である。

したがって、昼間に手話通訳の技術を習得し、その後の手話通訳活動の主な時間帯も昼間だった為、需要と供給のバランスがとれていたと考えられる。

#### 4.2. 現在の手話通訳者を取り巻く課題

全日本ろうあ連盟が行った「意思疎通支援者養成研究事業報告書」(2017)によると、現在の手話通訳者及び制度に関する課題は下記のものが挙げられる。

##### 【高齢化の課題】

手話通訳養成講座の受講者及び指導者・講師の高齢化が課題となっている。近年は特に、共働き世帯が増え、若い世代は日中に養成講座に通うことが難しくなっている。その影響もあってか、20代～30代の資格取得者数がかなり少ない。70年代頃に手話通訳者となった当時20～30代だった担い手が、40年経った現在も現役で通訳業務を担っている現状がある。

##### 【手話通訳養成講座の問題】

調査結果によると、受講者が集まらない、途中で辞

める人がいる、手話奉仕員から手話通訳者養成講座の受講につながらない、昼間の受講生が集まらないといった課題がある。「途中で辞める人がいる」ということについては、講座の修了条件として80%以上の出席を求めているため、学生や仕事をしている人にとっては、毎週同じ時間に通うことが難しいということも背景として考えられる。また、「受講者が集まらない」「昼間の受講者が集まらない」といった課題については、そもそも昼間は仕事をしている人が増加していることに加えて、手話通訳の資格を取っただけでは安定した職に就けないということも影響している可能性がある。

##### 【通訳者の問題】

調査結果からは、通訳の依頼件数の多い昼間に派遣できる手話通訳派遣の登録者が少ない、手話通訳者の身分保障の不安定さ、専従の手話通訳者だったとしても非正規雇用がほとんどを占めることなどが挙げられた。

これらの問題が指摘するのは、手話通訳者の養成及び派遣に関する需要と供給のバランスが崩れてしまっていることなのではないだろうか。

#### 4.3. 社会的背景の変化にみる現行の制度の課題と解決策

手話通訳者の大半を占めるのは女性であり、かつ、手話通訳に関する制度が整ってきた70年代当時の社会

表1 「女性」に関する社会的背景の変化にみる手話通訳者養成事業の課題

	手話通訳制度開始頃 (1970年代)	現在 (2000年代)	予想される結果
産業構造における女性の位置づけ	専業主婦→多い 「性別役割分担」の考え方 日中、時間調整しやすい	共働き家庭→増加 女性も進学し、働く 日中、時間調整できない	手話通訳者の担い手として期待されていた「女性」の減少
週1回の通いやすさ	専業主婦には通いやすい	変化の多い学生には通いづらい	受講生の減少
資格取得可能な年齢	30-50代 (結婚・出産による退職、子育て終了後)	60代 (育児休暇取得し、仕事復帰、定年後)	手話通訳者の高齢化 ライフサイクルの中で発生するイベント(親の介護など)で講座に通うことが中断
昼間の開講の通いやすさ	通いやすい (専業主婦のため)	通いづらい (授業中及び勤務中のため)	受講生の減少
通訳可能な時間帯	平日昼間	夜間・休日	昼間の通訳者不足
収入への期待	家計の補助として	家計の主な稼ぎ手として	より条件の良い仕事を選ぶ
女性の進学率	全体の1割程度	全体の5割程度	高等教育機関における手話通訳者養成の可能性

手話通訳士実態調査事業報告書(社会福祉法人聴力障害者情報文化センター手話通訳失態調査事業委員会, 2010)を参考に作成

背景を鑑みると、手話通訳に関する諸課題を考える際には、女性を取り巻く社会的背景を踏まえる必要があるだろう。表1は、手話通訳者や通訳者養成、及び女性をめぐる社会的背景などをまとめた上で、今後予想される手話通訳をめぐる結果を示したものである。これまでに述べたように、手話通訳者の養成に関する課題については、担い手の中心は女性であり、手話通訳制度が始まった70年代と現在とでは、女性をめぐる環境が大きく変化した。70年代は「主婦層」に支えられた手話通訳制度だが、当時想定していた「主婦層」の「女性」と現在の「女性」は下記の点で大きく異なっている。最も大きな理由としては、女性の社会進出が進み、有職者の女性が増加したということである。したがって、主に日中に活動の場がある手話通訳活動に携わることが難しく、また、週1回、決められた時間に通わなければならない手話通訳者養成講座の受講の継続も困難である。

加えて、養成講座に通う人の様相も変化している。70年代では、結婚・出産・育児とともに退職する人が多かったため、子どもが小学生になるなど、子育てがひと段落した30～50代での受講者が多かったが、現在は産後休暇・育児休暇の充実に伴い、職場復帰する女性が増え、仕事がひと段落する60代になって養成講座に通い始めるなど、受講生の高齢化が進んでいる。

また、手話通訳者の身分保障が十分ではないことから、家系を支えなければならない場合、より安定した、条件の良い別の仕事を選ぶ必要性も生じる。その結果、平日昼間の通訳依頼ニーズが高い時に動くことのできる手話通訳者が不足してしまうことにもつながると考えられる。

一方で、女性の社会進出に伴い、手話通訳に関する別の潜在的可能性を思い出すこともできる。それは、女性の進学率の増加である。70年代には全体の1割程度だった女性の進学率が、現在は5割にまで増加している。すなわち、これまで手話通訳の担い手として期待されていた「女性」ではなく、大学等に進学し、卒業後も働き続けるという現在の「女性」が、仮に大学等の在学中に手話通訳の技能を身につけることが可能であれば、学術的に高度な内容の通訳も担当できるようになる可能性があるということである。

## 5. 在学中に手話通訳者資格を得るためには

### 5.1. 学生が手話通訳技術を身につける方法

大学生が短期間で前述した基本コース受講の条件を満たす程度に手話に熟達するためには、大学あるいは地域の手話サークルに頻繁に通い、大学の聾学生や地域の聾者との濃密な交流が必要となる。実際、聾学生が同級生にいたりなど、機会に恵まれた学生にはそれ相応の技術を身につける者もいる。

しかしながらこのように学生の自主性に依存し続ける限りは、手話通訳者養成もまた偶発的な要素に左右されることとなる。手話通訳資格取得希望者に対し、一律にこうした「自主的」な活動を義務付けることは現実的に困難である。したがって、手話通訳養成をシステムチックに大学で行うための鍵は、短期間での手話習得を、「いかにして大学の正規のカリキュラムの中で可能とするか」が課題にある。

一方、大学の講義は基本的に週1コマ×15回で構成される。しかしながら、週1コマの講義を毎週受講するだけでは（手話通訳者養成講座受講の条件となる程度の）手話の習得は困難であることは経験的にはほぼ明らかであることを踏まえると、検討すべきは、①どのような内容の講義を、②一週間の中にもどの程度取り揃えれば、手話の習得が可能なのか。そしてそれを③いかにして学生が無理なく受講可能な講義の枠に当てはめていくかにあるといえる。

### 5.2. 手話通訳者養成講座を学生が受講する困難さ

次に、仮に1年間で手話通訳者養成講座受講条件に合致する程度の手話のスキルを習得したとして、次に地域の手話通訳者養成講座を受講するとすると、そこから3年間を要することになる。

また、大学生にとって、毎週定期的で開催される養成講座を欠かさず受講し続けることは決して容易ではない。厚生労働省が示すカリキュラム案では基本コースが35時間、応用コースが35時間、実践コースが20時間以上の計90時間であり、各都道府県で実施する際にはこれを上回る時間設定がなされており、基本的には欠席がほぼ認められない。しかしながら、大学にとっては、課外活動である養成講座について配慮してさまざまな学習活動を設定しているわけではない。中でも特に教育実習は長期に渡ってこの活動に集中すること

が求められるため、欠席せずに受講を続けることは極めて困難となる。したがって、地域の手話通訳者養成講座を通して手話通訳の技術および資格取得を目指す場合、本人の強い意志に加え、欠席分を補講で補うなどの養成講座主催者側の配慮も求められる。

それゆえに、学生の手話通訳資格取得を可能にするためには、大学の中に同等の講座を設置することが必要となる。

### 5.3. 大学における手話通訳者養成の課題

大学が手話通訳者養成を独自に行うためには、基本、応用、実践コースに相当するカリキュラムを用意した上で、各都道府県における手話通訳者養成事業においてそれらが認められればよい。したがって検討すべきは、(1) いかにしてこれらの講義内容を実のあるものとして設置するか、(2) これらの3つの講座を教員養成カリキュラムのどこに設ければ、学生が無理なく効率的に受講できるか、加えて(3) 正課以外に日常的に手話に触れ、手話通訳実践を積む環境をいかにして用意するか。そのためには、手話言語学や手話通訳理論、(手話言語も含めた)第二言語習得理論などの知見を踏まえ、最適解を探っていく工夫が求められる。

## 6. 考察

高等教育機関に進学する聴覚障害学生の増加に伴い、求められる手話通訳者像が変化し、現行の手話通訳養成講座も女性や手話通訳を含む福祉制度等の社会的環境の変化に伴い、新たな手話通訳者養成のあり方について考える時期に来ているのではないだろうか。平成元年に手話通訳士の資格制度が始まり、国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科のように手話通訳の養成を専門に行なっている学校も現れた。それまでは手話通訳者の養成は地域で行なわれていたため、その地元に住むろう者が講師となっていた。加えて、手話サークルの入会も勧めていることから、地域に密着した手話通訳者の養成を担っていた。しかしこれからは、他の専門的資格と同様に、高等教育機関が担い手となる時期にさしかかっているのではないだろうか。

また、手話通訳に関する諸々の考察の中で、高田・

安藤(1979)では、聾者とともに社会変革(ソーシャルアクション)を担っていく役割も手話通訳者にあることが重要だとされている。この論文が提出された当時は、あらゆる場面で差別があったが、それに関する相談期間が十分ではなく、また聴覚障害に理解のある専門職も非常に少なかったため、ろう者と手話通訳者が同じ志を持って、共にろう運動を進めなければならなかった背景がある。しかし、現在は、国内の社会福祉制度も醸成してきたこと、まだ少数ではあるものの、手話スキルを持ち、聴覚障害について理解のある、あるいは聴覚障害の当事者の弁護士や社会福祉士などの有資格者も増えていることを考慮すると、これまで制度がなかったために手話通訳者が一挙に担っていた役割が少しずつ細分化され、それぞれの専門分野に帰分散されていくべき時期にもさしかかっているといえる。そして、その分手話通訳者はより一層、手話通訳の専門性を高めていくことが求められることになる。また、通訳ニーズの高度化に伴い、地域の手話通訳養成講座だけでは高度に細分化された手話通訳ニーズに応えるだけの講座時間の拡大、質の向上などに対応しきれないという新たな課題も生まれている。手話通訳者の現任者研修を高等教育機関で実施することも、手話通訳者が専門的な内容を理解し、通訳するために有効な方策となり得る可能性がある。こうしたことも含め、手話通訳者の養成において高等教育機関の担う役割が今後ますます求められてくるだろう。

付記：本研究は科研費基盤(B)16H03813、基盤(C)15K04542の助成によって行いました。また、群馬大学における「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業は日本財団の助成によります。記して感謝申し上げます。

### 引用・参考文献

- 二神麗子・金澤貴之・任龍在・上田征三(2016)「議員提案条例における当事者性の反映に関する一考察-前橋市手話言語条例の制定プロセスから-」, 未来の保育と教育, 3, 9-18.
- 原順子(2013)『聴覚障害ソーシャルワーク』明石書店.
- 金澤貴之(2011)「G大学における聴覚障害学生への手話通訳による情報保障の実現-実現過程の言説的検討を中心に-」, SNEジャーナル, 17(1), 190-202.
- 水野映子(2014)「聴覚障害者が働く職場でのコミュニケーションの問題-聴覚障害者・健聴者に対するアンケート調査をも

- とに－」, Life design report, 210, 4-15.
- 文部科学省 (2017) 「平成29年度学校基本調査 (確定値) の公表について」 (報道発表).
- 日本学生支援機構 (2017) 「平成28年度 (2016年度) 大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」, 日本学生支援機構.
- 手話通訳士実態調査事業委員会 (2010) 「手話通訳士実態調査事業報告書」, 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター.
- 高田英一・安藤豊喜 (1979) 「日本における手話通訳の歴史と理念 (第8回世界ろう者会議提出論文)」日本聴力障害新聞, 6月1日号.
- 全日本ろうあ連盟 (2017) 「厚生労働省 平成28 (2016) 年度障害者総合福祉推進事業 意思疎通支援者養成研究事業報告書」, 厚生労働省.

(ふたがみ れいこ・かなざわ たかゆき・なかの さとこ)